

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊川内駐屯地
第364会計隊川内派遣隊長 福留 謙

下記のとおり、一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 鋳物ほか 別紙内訳書のとおり
- (2) 引 渡 場 所 : 陸上自衛隊川内駐屯地
- (3) 引 取 (引 渡) 期 限 : 代金納付の日から5日以内 (令和8年3月27日までに搬出)
- (4) 代 金 納 付 期 限 : 令和8年3月27日 (金)

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「物品の買受け」 C級以上の等級に格付けされた者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所等

陸上自衛隊川内駐屯地 第364会計隊川内派遣隊契約班及び西部方面隊ホームページ

4 現場説明会、競争入札執行の場所及び日時

- (1) 現場説明会 : 実施しない。ただし、現場確認希望者の方は、事前連絡により別途調整させていただきます。
- (2) 競争入札
場 所 : 第364会計隊川内派遣隊入札室
日 時 : 令和7年12月12日 (金) 10時30分 ~

5 落札決定方法

- (1) 総額が予定価格以上の最高入札者を落札者とする。(ただし、同額の場合には抽選により決定)
- (2) 入札者は入札書に「税抜き価格相当額」を記載すること。
- (3) 「入札及び契約心得」を確認後、暴力団排除に関する事項に誓約する旨、入札書に「当社 (私個人の場合)、当団体 (団体の場合) は、入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載している入札書を競争参加者と致します。記載がない場合は、競争参加者等として認めません。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 免除
但し、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札。
- (2) 入札に関する条件に違反した入札。
- (3) 入札金額、入札者の氏名等判別し難いもの。

8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく会計法第29条の8により陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により作成する。契約書に記載する金額は、入札金額に消費税相当額(10%)を加算した額とする。(ただし、消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)
- (2) 適用する契約条項
「不用物品売払契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

9 その他

- (1) 郵便等による入札の場合は、令和7年12月11日(木)17時00分までに必着するよう「書留等」で送付し「入札書在中」と記入すること。(電話、電報は認めない。)なお、再度入札となった場合、再度入札の日時は別示する。
- (2) 一旦提出された入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
- (3) 契約担当官等が受け付けた郵便入札等は、入札日以前であっても引換え、変更又は取り消しはできません。
- (4) 公告掲示場所
川内駐屯地、国分駐屯地、西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
- (5) 入札に参加される方は、参加申込時に競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること(FAX可)。
- (6) 代理人をもって入札に参加させる場合には、委任状を提出すること。
- (7) 当該売払物品の部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (8) 売払物品の引取、保管等に際して発生する一切の費用は、買受人負担とする。
- (9) 売払物品の引取に際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (10) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。

10 問い合わせ先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒895-0053
鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2
第364会計隊川内派遣隊契約班 担当：松田
TEL 0996-20-3900 (内線371)・(FAX内線373)
- (2) 内訳書の内容及び現物確認に関する問い合わせ先
陸上自衛隊川内駐屯地業務隊 補給科 担当：加茂(かも)
TEL 0996-20-3900 (内線333)